

## 令和4年度 安全保障貿易管理「政省令等改正」に係る質問（回答）

令和4年11月6日から12月6日まで、標記の政省令等改正の説明を動画配信（安全保障貿易情報センター（CISTEC）のHP掲載）にて行いました。当該動画配信等に伴い寄せられた質問及びそれに対する回答を掲載します。

No.	質 問	回 答
1	<p>【2の項】</p> <p>貨物等省令第1条第三号</p> <p>特別一般包括許可を使用した場合の重水素の年間の総量について</p> <p>○「輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満」というのは、1契約当たりという理解でよいでしょうか。その場合、例えば、意図的に契約を分割することなく、同一顧客から総量15キログラムの注文が年間2回あった場合、結果的に年間30キログラムの輸出となりますが特別一般包括許可を使用して問題ないでしょうか。</p> <p>○輸出実績報告について、1月～6月までの実績を7月末日までに行うとありますが、この半年間の実績は、契約日ベースでの実績、輸出日ベース（例えばBLDATE）での実績のどちらでしょうか。</p>	<p>○重水素の原子質量の総量については、包括要領に規定しているとおり、輸出申告ごとの上限となります。したがって、1回の輸出申告において、原子質量の総量が20キログラム未満であれば、年間30キログラムの輸出となる場合でも特別一般包括許可を使用して問題ありません。</p> <p>○輸出実績報告は、「通関日」を基準として報告をお願いします。なお、同一契約に係る輸出が複数月に渡る場合は、最初の輸出（通関）を行った日を基準にまとめて報告いただくなど、包括要領の様式第23の注記も参照ください。</p>
2	<p>【7の項】</p> <p>貨物等省令第6条第二号カ</p> <p>輸出令別表1の7の項（2）／貨物等省令第6条第二号カの対象となるマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品はどのようなものなのでしょうか。</p>	<p>○輸出令別表1の7の項（2）／貨物等省令第6条第二号カの対象となる部分品とは「集積化された移相器、つまり位相をシフトする機能をもつモジュール／モノリシックマイクロ波集積回路」であり、例えば、フェーズドアレーアンテナやフェーズドアレーレーダー等に用いられるマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品が考えられます。</p> <p>なお、フェーズドアレーアンテナ等（本体貨物）はあくまで例示のため、貨物等省令第6条第二号カに規定する仕様（スペック）に基づき該非判定をする必要があります。</p>
3	<p>【7の項】</p> <p>貨物等省令第6条第二号カ</p> <p>「貨物等省令第6条第二号カ」に関する運用通達の解釈の用語「送受信モジュール」及び「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」につき、「多機能電子装置、多機能モノリシックマイクロ波をいう。」と規定されていますが、この「多機能」とはどのような意味でしょうか。</p>	<p>○「多機能」とは、解釈規定にある「信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うこと」を指します。</p> <p>つまり、「信号を送信するための振幅制御機能と位相制御機能」と「信号を受信するための振幅制御機能と位相制御機能」を「多機能」としています。</p>
4	<p>【7の項】</p> <p>貨物等省令第6条第二号カ</p> <p>運用通達7項の解釈「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもので『貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するもので…』が『貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するもので…』に変更になり、貨物等</p>	<p>○上記No.2の回答に同じ。</p>

No.	質 問	回 答
	<p>省令第6条第二号カがこの解釈の範囲から除外され、改正法令等説明でも『今後は、このうち送信モジュール等がその他の項の貨物の部分品としての判定に加えて、貨物等省令第6条第二号カの仕様についても判定する』と説明がありました。</p> <p>では、「貨物等省令第6条第二号カ」で該当となる貨物は何かを弊社内で推察してみましたが、貨物等省令に記載された機能/性能から「軍用や気象観測用に設計されたフェーズドアレーアンテナやフェーズドアレーレーダーを規制する」目的と思われました。弊社では軍用も気象観測用の製品も製造しておりませんので、この「貨物等省令第6条第二号カ」で該当となる製品は扱っていないと判断しております。</p> <p>「貨物等省令第6条第二号カ」で該当となる製品を扱っていないのに、「貨物等省令第6条第二号カ」の判定を実施する事は規制強化となります。特に「貨物等省令第6条第二号カ」の(一)、(二)、(三)では数値計算を要求されており、該当しないと明白な弊社の一つひとつの製品についてチャンネルや周波数単位で計算する必要があり、非常に工数が増大してしまいます。</p> <p>ぜひとも業界の負荷増大防止の為に、経産省 Q&amp;A で『「貨物等省令第6条第二号カ」が何を規制する目的なのか?』を明確にして頂ければ幸いです。宜しくお願い致します。</p>	
5	<p><b>【7の項】</b></p> <p>貨物等省令第6条第二号カ</p> <p>今回、運用通達の7の項の解釈（「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」）が変更になり、送信モジュール等に関しては他の項の専用部分品として設計されていた場合であっても、当該他の項の判定に加え、貨物等省令第6条第二号カの判定をすることになったと説明がありました。</p> <p>これは事実上の「規制強化」であり、他の項の専用部分品として設計していた品目を販売していた企業は、改めて当該品目の再判定が必要となります。</p> <p>貨物等省令第6条第二号カを確認しましたが、条文の規制文言と運用通達の解釈を読む限り、規制したい送信モジュール等がどのような品目であるかが今一つ明確ではないため、該非判定作業に苦慮しております。</p> <p>しかし、CISTEC が発行している CISTEC ジャーナル 2017.3 No.168 P41,42 によれば、貨物等省令第6条第二号カに相当する WA の改正説明の中で規制する品目が「位相をシフトする機能を持つアレー状に配列された組立品/モジュール」であると明記されています。</p> <p>それらを踏まえて、以下、お願いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本説明会の質問の回答の中で、貨物等省令第6条第二号カで規制する品目が「位相をシフトする機能を持つアレー状に配列された組立品/モジュール」である事を明確にしていきたい。</li> </ul>	○上記No.2 の回答に同じ。

No.		質 問	回 答
		<p>更に、それらのモジュールは「フェーズドアレーレーダー」や「フェーズドアレーアンテナ」等の「フェーズドアレー品目」の部分品であることを明示していただくと、より助かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開している Q&amp;A に、貨物等省令第6条第二号カで規制する品目が「位相をシフトする機能を持つアレー状に配列された組立品／モジュール」である事を示す Q&amp;A を追加していただきたい。</li> </ul>	
6	<p>【7の項】 貨物等省令第6条第二号カ</p>	<p>輸出令別1の7の項(2)の送受信モジュールの規制強化について、BluetoothやWiFiモジュールについても、他の項番(9項1や9項7)の判定ともに、7項2・貨物等省令第6条第2号カの判定が必要となるのでしょうか。また、BluetoothやWiFiモジュールについて除外する規定は設けないのでしょうか。</p>	<p>○ご理解のとおりです。 他の項番で規制される場合であっても、本改正の施行後は、貨物等省令第6条第二号カについての該非判定が必要となります。 また、上記の整理は国際輸出管理レジームの合意を踏まえた輸出管理を履行するためのものであるため、BluetoothやWiFiモジュールについて除外規定を設ける予定はありません。</p>
7	<p>【7の項】 貨物等省令第6条第二号カ</p>	<p>貨物等省令第6条第二号カの規制対象が他の貨物の専用品の場合も含まれることに改正される点に係る質問になります。</p> <p>○輸出令別表第1の9の項(1)の規制品目「伝送通信装置」に専用品の省令第6条第二号カの規制品目の「送受信モジュール」が搭載されている場合、親貨物の「伝送通信装置」が輸出令別表第1の7の項の「送受信モジュール」の解釈「信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置」に当てはまる場合は、親貨物の「伝送通信装置」自体が「送受信モジュール」として省令第6条第二号カの規制対象となるのでしょうか。解釈の文末が「電子装置」のため、電子装置が示す範囲の貨物の形態がどこまでか理解できないため、このような疑問が湧きました。</p> <p>○省令第6条第二号カに該当する「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」が輸出令別表第1の9の項(1)の規制品目「伝送通信装置」や9の項(5)の規制品目「フェーズドアレーアンテナ」に搭載されている場合、運用通達1の1-1(7)(イ)の特例の要件(当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたい)を満たす場合は、この特例が適用できると考えて正しいでしょうか。</p> <p>○省令第6条第二号カに対応する解釈の文言「振幅及び位相制御を行うことができる」は、フェーズドアレーアンテナやフェーズドアレーレーダー特有の機能であると理解して正しいでしょうか。</p>	<p>○輸出令別表第1の7の項の「送受信モジュール」の解釈は、あくまで、貨物等省令第6条に規定する送受信モジュールの解釈となりますので、他の項の親貨物の判定に用いる必要はありません。あくまで、「送受信モジュール」の解釈であるご理解ください。</p> <p>○「送受信用モノリシックマイクロ波集積回路」が、運用通達1の1-1(7)(イ)に該当する場合は、非該当とすることは可能です。ただし、フェーズドアレーアンテナなどの親貨物が規制対象貨物である場合には、当該貨物に係る許可が必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>○貨物等省令第6条第二号カの対象となる部分品とは「集積化された移相器、つまり位相をシフトする機能をもつモジュール／モノリシックマイクロ波集積回路」であり、例えば、フェーズドアレーアンテナやフェーズドアレーレーダー等に用いられるマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品が考えられます。 なお、フェーズドアレーアンテナ等(本体貨物)はあくまで例示のた</p>

No.		質 問	回 答
			め、貨物等省令第6条第二号カに規定する仕様（スペック）に基づき該非判定をする必要があります。
8	【7の項】  貨物等省令第6条第二号カ	<p>下記質問箇所の文言は従前と変わりはありませんが、今回の改正で解釈（運用通達7の項の解釈「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」）が変更となり、判定の対象範囲が拡大したことから、弊社業務に影響が及ぶ可能性があるため問合せとなります。</p> <p>輸出令第7項（2）貨物等省令第6条第二号「カ 送受信モジュール、送信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール及び送信用モノリシックマイクロ波集積回路であって、動作周波数が二・七ギガヘルツを超えるもの～」とあります。</p> <p>ここで言う動作周波数とはデバイス（又はモジュール）のロジック（CPU含め）を動かす周波数であって、無線の周波数帯（例えば無線LANの5GHz帯等）を指しているものではないとの認識で合っていますでしょうか。</p> <p>弊社では無線LAN用LSIの規制判定をすることがしばしばありますが、例えば「IEEE 802.11a 5GHz帯」のような無線LAN LSIを今後判定する場合、5GHz帯ということで2,7GHzを超えるものと捉えるべきなのか、そもそもの「動作周波数」に対する解釈に誤りがある、「無線の帯域≠動作周波数」との解釈でいいのか判断がつかずにあります。</p>	○貨物等省令第6条第二号カにおける動作周波数は、カに規定するモジュール又はモノリシックマイクロ波集積回路で使用される無線周波数を指します。
9	【8の項】  貨物等省令第20条第2項	<p>説明資料の16ページ目について質問があります。</p> <p>外為令(別表)8項(2)の貨物等省令第20条第2項の判定が【規制緩和】となっていますが、ここは【規制強化】なのではないでしょうか。</p> <p>例えば、第20条第2項第一号ロについて、「加重最高性能が50実効テラ演算」のデジタル電子計算機があった場合、改正前の仕様では16実効テラ演算超 29実効テラ演算以下に含まれないので非該当となりますが、改正後の仕様では16実効テラ演算超 70実効テラ演算以下に含まれるので該当となります。従って、【規制強化】になると考えますが如何でしょうか。</p> <p>もし、この考え方が間違っているのであれば、【規制緩和】と考えられるロジックをご教示いただけませんか。</p>	○ご指摘のとおり、改正箇所について見れば、規制強化との理解で問題ありません。 ただし、「加重最高性能が50実効テラ演算」のデジタル電子計算機は、改正前の貨物等省令第20条第1項第1号等において規制対象となっていたことから、その観点では必ずしも規制強化ともならないため、【規制の見直し】と修正します。
10	【8の項】  貨物等省令第20条第2項カ	<p>貨物等省令第20条第2項「デジタル電子計算機等」に係る仕様の改正は【規制緩和】となっているが、【規制強化】が正しいのではないのでしょうか。</p> <p>理由は、規制対象となる加重最高性能の上限値が29から70実効テラ演算に引き上げられ、規制対象範囲が広がるためです。</p>	○上記No.9の回答に同じ。

No.		質 問	回 答
11	<p>【13の項】</p> <p>貨物等省令 第12条第十一 号ハ</p>	<p>貨物等省令 第12条第11号ハ「超合金用に設計した積層造形を行う装置」に関する規定の改正は【規制の明確化】となっているが、【規制強化】が正しいのではないのでしょうか。</p> <p>理由は、設計意図の対象がガスタービンエンジンのブレード等の限定列挙されたものの製造から超合金用に改正され、規制対象が広がるためです。</p>	<p>○規制強化とも捉えられますが、規制の適正化との意味合いから明確化としたものです。</p>
12	<p>【15の項】</p> <p>貨物等省令 第14条第二号 ロ</p>	<p>輸出令 別表第一 15項(2) 貨物等省令 第14条 第二号 ロ の法令解釈についての質問です。</p> <p>波長が810nm 超 2,000nm 未満のもの法令解釈について、「近赤外線吸収材として使用するよう特に設計したものであって、波長が660nm 超 1,000nm 未満のものうち可視光を透過しないもの」は、当該規制スペックに該当するのでしょうか。</p> <p>つまり、規制スペック(波長が810nm 超 2,000 nm 未満のもの)について、この波長帯の一部でも、輸出する貨物の吸収帯域が重なっていれば、リスト規制貨物に該当になるのでしょうか。それとも規制スペック(波長が810 nm 超 2,000 nm 未満のもの)の吸収帯域内に完全に収まっている貨物(例えば波長が1,000nm 超 1,500nm 未満)であれば、リスト規制貨物に該当という解釈になるのでしょうか。</p>	<p>○貨物等省令第14条第二号ロについては、規定する範囲(波長が810 nm 超 2,000 nm 未満のもの)内に完全に収まっている吸収体が規制対象となります。</p>